

●香川県告示第500号

昭和39年香川県告示第421号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月12日から施行する。

平成25年11月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 津田港港湾隣接地域 (1) 指定地域の範囲（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）		1 津田港港湾隣接地域 (1) 指定地域の範囲（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）	
地区名	区 域	地区名	区 域
略		略	
津 田	基点第17号から <u>31度51分39秒</u> に引いた線、 <u>基点第17号と基点第18号とを結んだ線</u> 及び基点第18号から <u>75度44分35秒</u> に引いた線と水際線に囲まれた陸域	津 田	基点第17号から <u>59度</u> に引いた線、 <u>基点第17号から基点第18号を結んだ線</u> 及び基点第18号から <u>65度</u> に引いた線と水際線により囲まれた陸域
(2) 基点の位置		(2) 基点の位置	
第1号～第16-3号 第17号	略 <u>三等三角点小野辺山（北緯34度17分17.4392秒、東経134度16分13.006秒）から302度47分10秒、2,478.99メートル、さぬき市津田町津田字汐田2571番地88地先の表示杭</u>	第1号～第16-3号 第17号	略 <u>北緯34度17分48秒、東経134度15分5秒、津田町津田字汐田2571番地の110地先の標柱</u>
第18号	基点第17号から <u>339度58分18秒、337.97メートル、さぬき市津田町津田字北原2893番17地先の表示杭</u>	第18号	基点第17号から <u>338.3度344メートル、津田町津田字北原2893番地の157地先の標柱</u>